

## 『勝浦市奨学生の要件について』

勝浦市奨学資金の貸し付けを受けることのできる者は、次の要件を備えた者とする。

- ① 勝浦市奨学資金貸付条例第1条に規定する学校に入学が決定、または在学する者であること。  
〔高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、盲学校・聾学校若しくは特別支援学校の高等部、高等専門学校、大学又は専修学校（高等課程及び専門課程に限る。）〕
- ② 父母またはこれに代わる者（保護者）が、本市に住所を有していること。  
（世帯全員の住民票を添付）
- ③ 経済的な理由により修学が困難であること。  
（保護者等の源泉徴収票の写しまたは所得証明書等を添付）
- ④ 学力優良かつ健康であること。  
（成績証明書を添付）
- ⑤ 奨学資金の返還に責任を持てる連帯保証人が2名いること。

※連帯保証人は2名であり、うち1名は親権者または後見人とし、ほか1名は身元が確実であって独立の生計（保護者と別世帯）を営む成年者とする。